

令和6年度都道府県単位保険料率について

令和6年3月19日



全国健康保険協会 宮崎支部
協会けんぽ

令和6年度 都道府県単位保険料率の決定について

標記について、健康保険法（大正11年法律第70号）第160条第1項の規定に基づき、都道府県単位保険料率の変更がある都道府県について、以下のとおり決定する。

1. 都道府県単位保険料率

北海道	10.21%	滋賀県	9.89%
青森県	9.49%	京都府	10.13%
岩手県	9.63%	大阪府	10.34%
宮城県	10.01%	兵庫県	10.18%
秋田県	9.85%	奈良県	10.22%
山形県	9.84%	和歌山県	10.00%
福島県	9.59%	鳥取県	9.68%
茨城県	9.66%	島根県	9.92%
栃木県	9.79%	岡山県	10.02%
群馬県	9.81%	広島県	9.95%
埼玉県	9.78%	山口県	10.20%
千葉県	9.77%	徳島県	10.19%
東京都	9.98%	香川県	10.33%
神奈川県	10.02%	愛媛県	10.03%
新潟県	9.35%	高知県	9.89%
富山県	9.62%	福岡県	10.35%
石川県	9.94%	佐賀県	10.42%
福井県	10.07%	長崎県	10.17%
山梨県	9.94%	熊本県	10.30%
長野県	9.55%	大分県	10.25%
岐阜県	9.91%	宮崎県	9.85%
静岡県	9.85%	鹿児島県	10.13%
愛知県	10.02%	沖縄県	9.52%
三重県	9.94%		

2. 適用時期

令和6年3月分（任意継続被保険者にあつては、同年4月分）の保険料額から適用

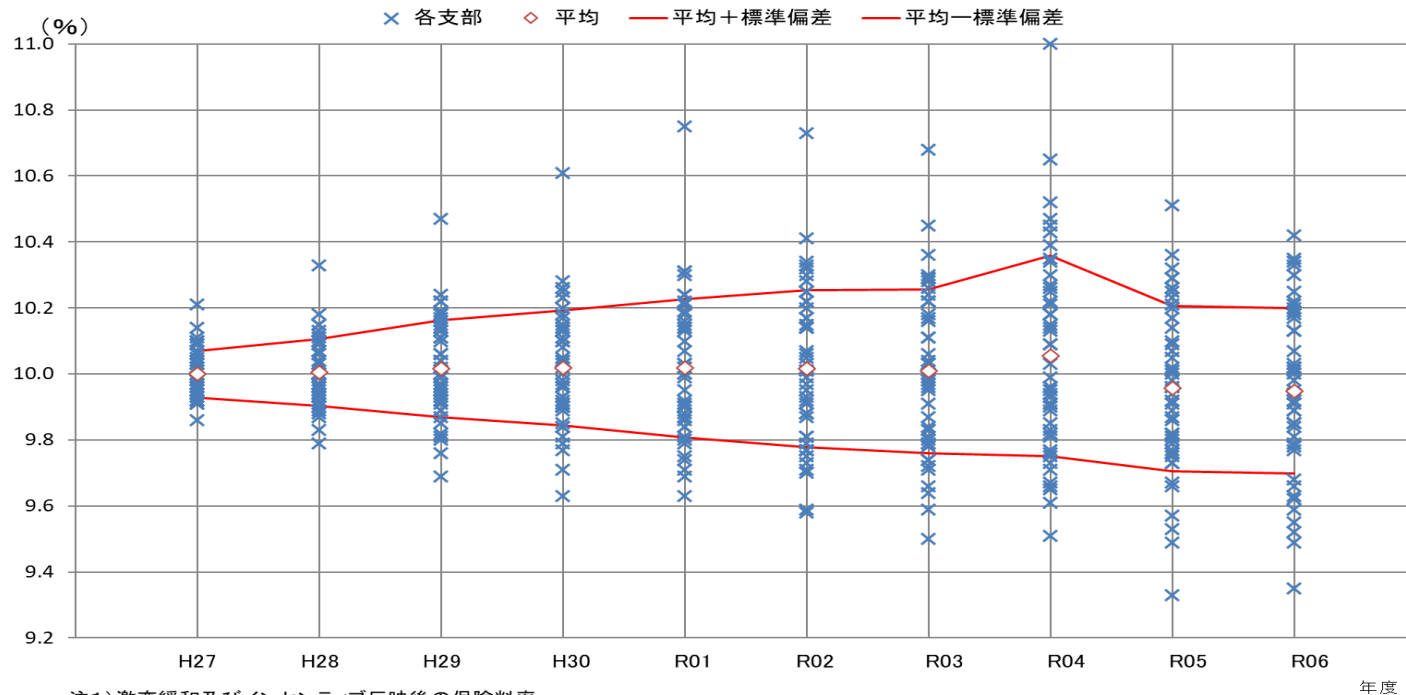
(参考) 令和6年度都道府県単位保険料率の令和5年度からの変化

(単位: %)

	令和5年度保険料率 (a)	令和6年度保険料率 (b)	現在からの変化分 (b)-(a)	
全国	10.00	10.00	0.00	
北海道	10.29	10.21	▲0.08	
1 青森	9.79	9.49	▲0.30	
2 岩手	9.77	9.63	▲0.14	
3 宮城	10.05	10.01	▲0.04	
4 秋田	9.86	9.85	▲0.01	
5 山形	9.98	9.84	▲0.14	
6 福島	9.53	9.59	+0.06	
7 茨城	9.73	9.66	▲0.07	
8 栃木	9.96	9.79	▲0.17	
9 群馬	9.76	9.81	+0.05	
10 群馬	9.82	9.78	▲0.04	
11 埼玉	9.87	9.77	▲0.10	
12 千葉	10.00	9.98	▲0.02	
13 東京	10.02	10.02	0.00	
14 神奈川	9.33	9.35	+0.02	
15 新潟	9.57	9.62	+0.05	
16 富山	9.66	9.94	+0.28	
17 石川	9.91	10.07	+0.16	
18 福井	9.67	9.94	+0.27	
19 山梨	9.49	9.55	+0.06	
20 長野	9.80	9.91	+0.11	
21 岐阜	9.75	9.85	+0.10	
22 静岡	10.01	10.02	+0.01	
23 愛知	9.81	9.94	+0.13	
24 三重	9.73	9.89	+0.16	
25 滋賀	10.09	10.13	+0.04	
26 京都	10.29	10.34	+0.05	
27 大阪	10.17	10.18	+0.01	
28 兵庫	10.14	10.22	+0.08	
29 奈良	9.94	10.00	+0.06	
30 和歌山	9.82	9.68	▲0.14	
31 鳥取	10.26	9.92	▲0.34	
32 島根	10.07	10.02	▲0.05	
33 岡山	9.92	9.95	+0.03	
34 広島	9.96	10.20	+0.24	
35 山口	10.25	10.19	▲0.06	
36 徳島	10.23	10.33	+0.10	
37 香川	10.01	10.03	+0.02	
38 愛媛	10.10	9.89	▲0.21	
39 高知	10.36	10.35	▲0.01	
40 福岡	10.51	10.42	▲0.09	
41 佐賀	10.21	10.17	▲0.04	
42 長崎	10.32	10.30	▲0.02	
43 熊本	10.20	10.25	+0.05	
44 大分	9.76	9.85	+0.09	
45 宮崎	10.26	10.13	▲0.13	
46 鹿児島	9.89	9.52	▲0.37	
47 沖縄				

都道府県単位保険料率の推移

- ここ数年の保険料率の標準偏差の推移をみると、令和2年度までは、激変緩和措置の影響により前年度と比べて大きくなっており、令和4年度の標準偏差については、新型コロナウイルス感染症の影響により大きくなったが、令和6年度の標準偏差については、令和3年度と同程度となった。



注1) 激変緩和及びインセンティブ反映後の保険料率。

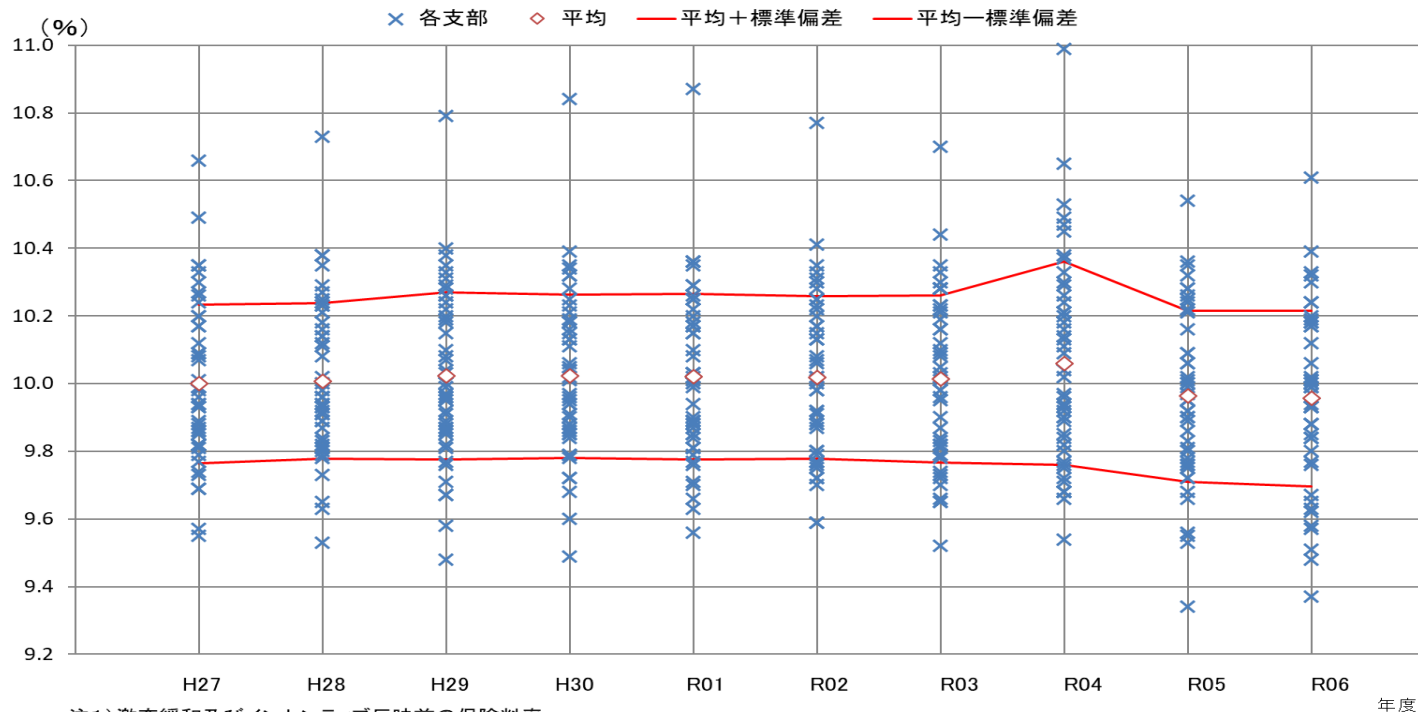
2) 「平均」は47支部の単純平均であり、全国平均(総報酬による加重平均)とは異なる。

	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06
平均	10.00	10.00	10.02	10.02	10.02	10.02	10.01	10.05	9.96	9.95
標準偏差	0.071	0.101	0.147	0.174	0.209	0.238	0.248	0.303	0.250	0.250
最高料率	10.21	10.33	10.47	10.61	10.75	10.73	10.68	11.00	10.51	10.42
最低料率	9.86	9.79	9.69	9.63	9.63	9.58	9.50	9.51	9.33	9.35
最高料率-最低料率	0.35	0.54	0.78	0.98	1.12	1.15	1.18	1.49	1.18	1.07
激変緩和率	0.30	0.44	0.58	0.72	0.86	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
インセンティブ(%)	-	-	-	-	-	0.004	0.007	0.007	0.010	0.010

※標準偏差とは、平均値からのばらつき具合を測る指標。値が大きくなるほど、ばらつきは大きい。

都道府県単位保険料率（激変緩和前、インセンティブ反映前）の推移

○ 激変緩和前の保険料率の標準偏差の推移をみると、新型コロナウイルス感染症の影響により大きくなった令和4年度を除き、同程度で推移している。



注1) 激変緩和及びインセンティブ反映前の保険料率。

2) 「平均」は47支部の単純平均であり、全国平均(総報酬による加重平均)とは異なる。

	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06
平均	10.00	10.01	10.02	10.02	10.02	10.02	10.01	10.06	9.96	9.96
標準偏差	0.235	0.230	0.248	0.241	0.244	0.240	0.247	0.301	0.253	0.259
最高料率	10.66	10.73	10.79	10.84	10.87	10.77	10.70	10.99	10.54	10.61
最低料率	9.55	9.53	9.48	9.49	9.56	9.59	9.52	9.54	9.34	9.37
最高料率-最低料率	1.10	1.20	1.31	1.35	1.31	1.18	1.18	1.46	1.20	1.25

※標準偏差とは、平均値からのばらつき具合を測る指標。値が大きくなるほど、ばらつきは大きい。

令和6年度 保険料率改定に係る広報の対応について

1. 広報の目的

- 令和6年度都道府県単位保険料率に係る広報については、都道府県単位保険料率と保険料率設定の仕組みを周知し、加入者・事業主の取組で保険料率が下がる仕組みであることを理解いただく。
- 医療費の伸びを抑えるためには、加入者・事業主が健康づくりに取り組むことが重要であることを理解いただく。

2. 本部における対応

- **Webによる広報**
 - ・特設ページを開設し、WEB広告を配信する。
- **紙媒体による広報物の作成**
 - ・リーフレット(保険料額表)、ポスターを作成
 - ・リーフレットは2月発送分の納入告知書に同封し、事業所へ送付

3. 支部における対応

- **新聞広告による広報**
 - ・令和6年度保険料率 …… 地方第一紙（全5段もしくは全3段広告）
- **関係団体（商工会議所、商工会、中小企業団体中央会等）**
 - ・更なる保健事業の充実、令和6年度保険料率 …… 訪問を通じて、機関紙、会報誌への記事掲載等を依頼
- **その他支部独自の広報**

【料率広報(宮崎日日新聞)】R6.3.14 R6.3.25

※下記データはサンプルです

協会けんぽの加入者・事業主の皆さまへ

令和6年3月分(4月納付分)からの
保険料率のお知らせです

**宮崎支部の
健康保険料率は変更となります**

令和6年2月分(3月納付分)まで給与・賞与の **9.76%**

令和6年3月分(4月納付分)から給与・賞与の **9.85%**

介護保険料率も変更となります

令和6年2月分(3月納付分)まで給与・賞与の **1.82%**

令和6年3月分(4月納付分)から給与・賞与の **1.60%**

※健康保険料と介護保険料は別表併用となります。※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率がかかります。※賞与については、支給日がある15日から変更後の保険料率が適用されます。
※任意継続被保険者の方は、令和6年4月分の保険料率から変更となります。
※ご加入の支部は健康保険型の「保険者名称」をご確認ください。(居住する都道府県とは異なることがあります。)

元気に働き続けるためには、日々の健康が大切。
しかも、健康であればあるほど、保険料率の伸びを抑えられます。

**自分らしく、安心して働けるように
健康づくりをはじめませんか？**

健康づくりサイクル

1 健診の受診

健康状態を確認するために
健診を毎年受けましょう！

2 健診後の行動

健診結果をもとに生活習慣を改善したり
早期に医療機関を受診しましょう！

3 日々の健康づくり

適度な運動やバランスの良い
食生活で健康に気をつけましょう！

35歳～74歳の被保険者の
方は「生活習慣病予防健診」
をご利用ください。

令和5年4月～ 生活習慣病予防健診等の自己負担を軽減しています。

一般健診	最高 7,169円	最高 5,282円
付加健診	最高 4,802円	最高 2,689円

対象：35歳～74歳の被保険者(ご本人)

令和6年4月～ 付加健診の対象年齢について、
現行の**40歳、50歳**に加え、
45歳、55歳、60歳、65歳、70歳も
対象になります。

※付加健診とは、節目の年齢において、肝臓、胆のう、腎臓といった腹部の臓器の様子を調べるための腹部超音波検査や、高血圧・動脈硬化などを発見する手がかりとなる眼底検査といった、より詳細な健診です。

お問い合わせはこちらまで

TEL 0985-35-5364

〒880-8548 宮崎市港通東1-7-4 第一富銀ビル5階

保険料率についての
特設サイトはこちら

皆さまの取組®に応じて、
都道府県の保険料率が
変わるインセンティブ制度
についてはこちら

※特定健診受診・ジェネリック医薬品の使用等

7

支部による広報

「宮崎商工会議所ニュース」

協会けんぽ
宮崎支部からの
お知らせ令和6年3月分(4月納付分)からの宮崎支部の
保険料率のお知らせです

協会けんぽ宮崎支部の「健康保険料率」および「介護保険料率」は変更となります。
皆さまのご理解をお願い申し上げます。



※健康保険料と介護保険料は労使折半となります。
※40歳から64歳までの被保険者には、健康保険料に全国一律の介護保険料が加わります。
※賞与については、支給日が3月1日から変更後の保険料率が適用されます。
※任意継続被保険者の方は、令和6年4月分の保険料から変更となります。

基本保険料率・
特定保険料率

健康保険料率9.85%のうち、6.43%分は加入者の皆さまの医療費等に充てられる「基本保険料率」となり、3.42%分は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる「特定保険料率」となります。

保険料率について

協会けんぽの保険料率は、それぞれの都道府県の加入者一人あたりの医療費※に基づいて算出しているため、都道府県ごとに異なります。※都道府県ごとの年齢構成や所得水準の差を調整しています。
そのため、医療費の伸びを抑えることで、保険料率の伸びを抑えることができる仕組みになっています。
保険料率の伸びを抑えるために最も重要なことは、皆さまに健康づくりに取り組んでいただくことです。
協会けんぽ宮崎支部でも引き続き皆さまの健康づくりに役立つ取り組みを実施していきますので、ご協力をお願いいたします。

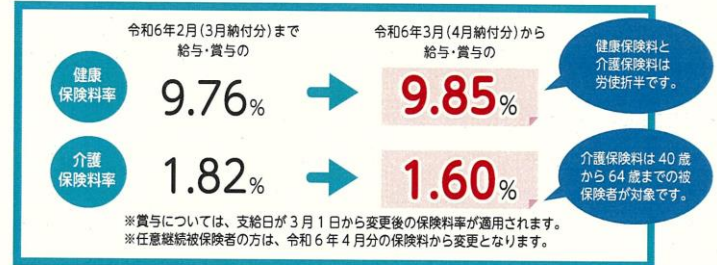
健康づくりの第一歩は毎年の健診受診！ 次の一歩は健診結果を踏まえた取組み！！

- 毎年健診を受診し、ご自身の身体の状態をチェック！
生活習慣病予防健診のご案内が届きましたら健診機関へご予約いただき、1年に1度の健診受診をお願いします。
- 生活習慣の改善が必要な方は、保健師・管理栄養士による健康サポート(特定保健指導)を利用して生活習慣病を予防！
事業所へ特定保健指導のご案内が届きましたら対象者へのお声かけと日程調整をお願いします。
- 医療機関への受診が必要な方は、早期に医療機関を受診し重症化を予防！
対象の方へ確実に受診するよう、お声かけをお願いします。

「労働みやざき」

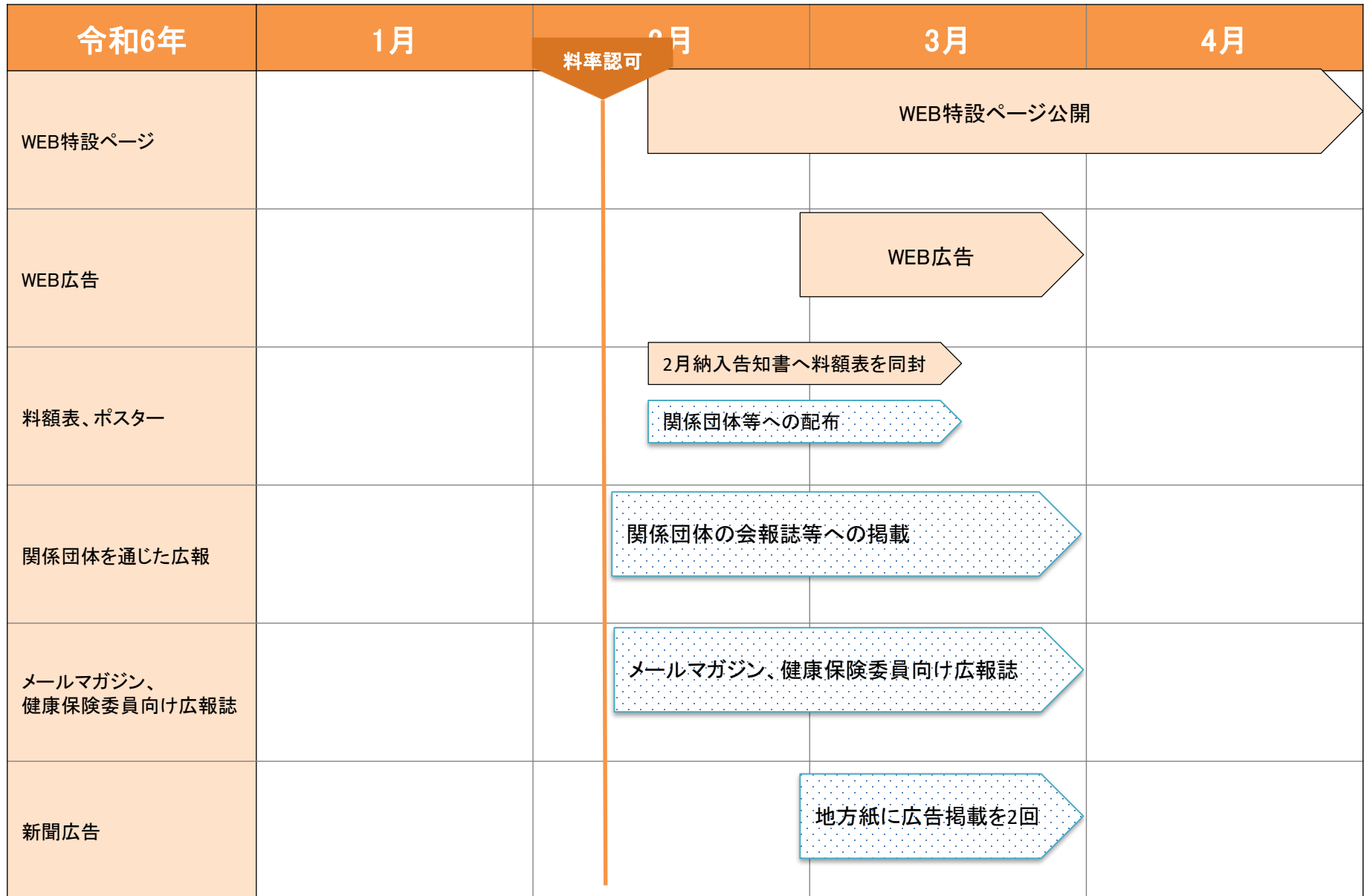
協会けんぽ宮崎支部より 保険料率のお知らせです

令和6年3月分(4月納付分)から協会けんぽ宮崎支部の「健康保険料率」および「介護保険料率」は変更となります。皆さまのご理解をお願い申し上げます。



保険料率について 協会けんぽの保険料率は、それぞれの都道府県の加入者一人あたりの医療費※に基づいて算出しているため、都道府県ごとに異なります。※都道府県ごとの年齢構成や所得水準の差を調整しています。
そのため、医療費の伸びを抑えることで、保険料率の伸びを抑えることができる仕組みになっています。
健診受診や保健指導の利用、医療機関への早期受診など引き続き健康づくりへの取組みにご協力をお願いします。

令和6年度保険料率広報に係るスケジュール(予定)



 :本部実施
  :支部実施